

地域生活支援センターさっぽろの指定管理者の選定結果について

1 選定委員会開催経過

第1回 令和元年7月29日 募集要項、選定方法等について

第2回 令和元年10月16日 書類審査、面接審査、選定

2 選定委員会委員

委員6名（外部委員5人、内部委員1人）

委員長

永井 順子 北星学園大学社会福祉学部福祉臨床学科教授

外部委員（委員長職務代理者）

- ・林 健一 さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール（基幹相談支援センター）
相談支援専門員・精神保健福祉士

外部委員

- ・小松 康晴 小松労務経営事務所 社会保険労務士
- ・笹 洋彰 一般財団法人さっぽろ産業振興財団 中小企業診断士
- ・常本 伸貴 札幌市障がい者相談支援事業所相談室あさかげ ピアサポーター

内部委員

竹村 真一 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

3 応募団体

1団体（非公募）

団体名 特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会（※現指定管理者）

非公募により応募を求めた理由：別紙のとおり

4 選定結果（指定管理者候補者）

（1）選定された団体

特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会（会長 菅原 悦子）

札幌市中央区南8条西2丁目5番74号 市民活動プラザ星園 204

（2）選定の理由

選定された団体の提案書は、地域生活支援センターさっぽろの管理運営業務の各要求水準を満たしており、現在の指定管理期間における管理運営の実績も良好である。

また、特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会は、障がい当事者を職員として雇用するなど、障がいのある方の日常生活上の支援を積極的に行っており、今後も同様の支援が期待できる。

以上の点から、地域生活支援センターさっぽろの設置目的を効果的に達成するため、特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会を指定管理者の候補者とすることが適切であると判断した。

(3) 評価結果

| 選定基準 | 基礎配点 | 札家連 |
|----------|------|---------|
| ①平等利用の確保 | 25点 | 16点 |
| ②施設の効用発揮 | 300点 | 235点 |
| ③安定経営能力 | 350点 | 254.95点 |
| ④管理経費の縮減 | 150点 | 107点 |
| ⑤その他 | 75点 | 56点 |
| 合計 | 900点 | 668.95点 |
| 得点率 | — | 74.3% |

(4) 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

5 その他

令和元年第4回定例市議会において、公の施設の指定管理者の指定の件について議案を提出する予定。

保健福祉局障がい保険福祉部障がい福祉課 担当 平田、石田 TEL011-211-2936

選定方法を非公募とした理由

地域生活支援センターさっぽろ（以下「センター」という。）は、主に精神障がい者の社会参加の促進を目的とし、同じ建物内にある札幌市精神保健福祉センターと連携しながら、施設利用者に対して、日中の活動や相談支援を行っている施設である。

そして、札幌市障害者福祉施設条例（平成 18 年条例第 40 号）第 13 条第 2 項の規定により、センターの管理が良好に行われている場合に限り、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 2 条の規定にかかわらず、公募によることなく、現在管理を行っている団体に同条例第 3 条の規定による申込みを求めることができることとされている。

今回、以下の理由から、センターの指定管理者について、特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会に対し非公募により申込みを求めることとしたものである。

- (1) センターの現在の指定管理者である特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会の管理状況について、安定した利用実績があること、施設運営の利便性や職員の対応についての利用者の満足度が高いこと等を踏まえると、利用者に配慮した適切な管理運営が行われているといえること。
- (2) センターの主な業務内容は精神障がい福祉に関わることであり、当該業務には高い専門性を求められることから、長期的な視点に立って、施設の管理運営に係るノウハウの構築、人材の育成及び支援経験の蓄積を行うことが必要であること。
- (3) センターの主な利用者が精神障がい者であるところ、その障がいの特性を踏まえると、利用者に対する個別の細やかな支援体制の構築、継続的な支援及び信頼関係の構築が特に強く求められるところであって、現に、特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会は人事異動により支援の中心を担う職員が極力入れ替わることのないように配慮している。

その中で、職員の大規模な入替えを含む管理運営体制等の環境の変化は、利用者の不安を招き、センターの設置目的の効果的な達成の観点から適当でないこと。